



<報道発表資料>

カテゴリー:危機管理

令和8年1月8日

**本県の採卵鶏農場で確認された高病原性鳥インフルエンザ
疑似患畜（県内1例目）の患畜確定について**

嵐山町の採卵鶏農場において確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜は、遺伝子解析の結果、「患畜」であることが確認されました。

1 概要

- (1) 12月30日（火曜日）に嵐山町の採卵鶏農場で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜について、動物衛生研究部門*が実施した遺伝子解析の結果、高病原性と判定されました。
- (2) 農林水産省は「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、当該家きんを高病原性鳥インフルエンザの患畜と判定しました。
- (3) このウイルスの亜型は、H5N1亜型であることが確認されました。

* 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 動物衛生研究部門：国内唯一の動物衛生に関する研究機関

2 その他

- ・我が国の現状においては、鶏肉や鶏卵を食べることにより、鳥インフルエンザがヒトに感染する可能性はないと考えられています。
- ・現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、生産者の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いします。特にヘリコプターやドローン等を使用しての取材は防疫作業の妨げとなりますので、厳に慎むようお願いします。
- ・今後とも、本病に関する速やかな情報提供に努めていきますので、生産者等の関係者が根拠のない噂などにより混乱することがないよう、御協力をお願いします。